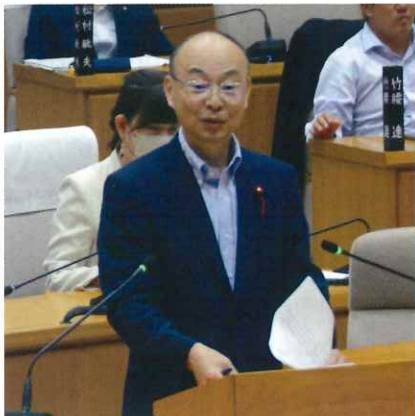


さいたま市議会 6月定例会報告

さいたま市議会6月定例会が、6月5日から6月28日までの24日間を会期として開催されました。今定例会では、まちづくり委員会で議案、請願審査とともに議案外質問、最終日の本会議で市長の行政報告に対する質疑を行いました。

※市長の行政報告は、与野駅西口土地区画整理事業において、必要な手続きを経ずに市有地を売却した問題についての調査報告です。

◀本会議で質疑を行なう小森谷まさる議員



道路の安全な通行環境の確保について

1 既存ブロック塀等改善事業の推進について

6年前の大阪北部地震で、高槻市の児童がブロック塀の下敷きとなって死亡した事故を受けて、本市で、平成31年度に既存ブロック塀等改善事業が創設されてから5年余りの間の実績について質問。

令和5年度までの5年間の実績として、助成件数349件、除却延長5,400メートル、本年度については、5月末時点で申請件数25件、除却延長約400メートルとなっているとの答弁がありました。

大阪北部地震の事故発生から6年が経過して問題意識や関心の低下、難しい箇所が残されるなどの問題が考えられることから取組の強化や制度の改善などを訴えました。

2 歩道通行に支障となる街路樹・植栽帯の撤去について

令和4年7月のさいたま市街路樹維持管理基本方針の策定以降の取り組みを質したのに対し、根上りによる歩道の段差解消を46か所、街路樹伐採は4本、残された切り株については、31か所の除去をしたことが示されました。続いて、第2産業道路において、接道や駐車場などから出ようとする際に、大径化した街路樹が連なり、その間に植樹帯の低木が伸び上がり視界が遮られて危険なため、伐採・撤去すべしと訴えたことに対しては、車両の視認性を阻害している中高木、植栽帯について、今年度から撤去していくとの答弁がありました。



委員会で議案外質問

まちづくり委員会 議案外質問

公園でのボール遊びについて

1 公園利用のルール作りと施設整備について

現在、本市が進めている既存公園のボール遊びをはじめとする様々なルール、「身近な公園のルールづくりガイドライン」(仮称)について、防球ネットが設

置できれば、地域においてボール遊びも容認できるとなった場合には、市が施設整備に取り組むことを想定したガイドラインにすべきと訴えました。答弁では、「公園施設の改修、増築といったことも検討の範囲に入れたい」と表明されました。

トピックス

健康福祉センター東楽園の愛称募集

令和7年4月1日に開館を予定している東楽園の愛称を公募することになりました。愛称の条件としては、施設のコンセプトである『元気なシニアライフ・健康増進・多世代交流』または、『見沼区』を連想できるもので、覚えやすく、呼びやすく、親しみやすいものとなっています。公募期間は、令和6年8月1日から31日で、市内在住の方一人一点となっています。



東楽園完成イメージ

応募方法

応募方法は、応募用紙による郵送、FAX、またはメールとなっています。(住所・氏名・連絡先を明記)

【送付先】

さいたま市高齢福祉課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
Fax 048-829-1981
E-mail: korei-fukushi@city.saitama.lg.jp

小森谷まさると公明党市議団の推進してきた政策が実現 がん患者アピアランス支援補助制度が始まります

補助となる用具および補助額 ※令和6年4月1日以降に購入したもの

区分	ウィッグ	乳房補整具	
		補整下着	人工乳房
対象となる用具	<ul style="list-style-type: none"> ウィッグ (全頭用に限らない) 装着ネット 毛付き帽子 	<ul style="list-style-type: none"> 補整下着 下着とともに使用するパッド 専用入浴着 	<ul style="list-style-type: none"> 人工乳房 人工乳頭 
限度額	補助額 3万円	購入費の1/2 2万円	10万円

がん患者の外見の変化による心理的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的に、がん治療による外見の変化を補う目的で購入した医療用補正具購入費の一部を補助する制度です。(がん治療による脱毛または乳房の切除に伴って補助対象用具を購入したもの等の要件があります)

〈問い合わせ先〉保健衛生総務課保健係
TEL 048-829-1294



アピアランス支援サイト

令和7年度
新たに

七里小(見沼区)など9校で 放課後子ども居場所づくり事業



放課後児童クラブの待機児童の解消や保護者負担の軽減などを旨として、放課後子ども居場所事業が令和6年度に小学校4校で実施されています。その効果検証を踏まえて市域全体への展開に取り組んでいくため、令和7年度放課後

子ども居場所事業モデル追加候補校が9校となりました。(七里小、与野本町小、針ヶ谷小、常盤小、大谷場東小、中尾小、道祖土小、尾間木小、上里小)

※放課後子ども居場所事業とは利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安心・安全な放課後の居場所を提供する事業です。

養育費立替支援事業を創設

ひとり親世帯の経済的困難を軽減することなどを目的として、養育費立替支援事業が始まりました。養育費が支払われないときに、支払い義務者に対して市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に市が立替払いをした上で支払い義務者に対して督促をします。(利用するには要件があります)

また、関連事業として ●養育費に関する公正証書等作成促進補助金 ●養育費の保証促進補助金 ●養育費強制執行等補助金 ●弁護士による法律相談もあります。



〈問い合わせ先〉子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター
TEL 048-829-1948

「さいたま市みんなのアプリ」が始まります

デジタル地域通貨機能を含む「さいたま市みんなのアプリ」が7月31日から始まります。「さいたま市みんなのアプリ」は、様々な行政サービスやお得な民間サービス等を統合したスマートフォンアプリです。



「さいたま市みんなのアプリ」イメージ図

デジタル地域通貨は、さいたま市内の加盟店で使える電子マネー「さいコイン」と「さいコイン」のチャージ等でもらえるポイント「たまポン」からなるキャッシュレス決済サービスです。令和6年度中は、チャージに応じて3%相当のポイントが付与されます。



さいたま市議会議員

小森谷 まさる

市政についてのご意見・ご要望はお気軽に

TEL: 048-688-1047

FAX: 048-684-5392

komoriya@komei-saitamacity.com

https://komoriyamasaru.com/

